催物の開催制限(留意事項)について

1 催物の開催制限の目安等

- ○人数上限 5,000 人、かつ、収容定員 50%以内、収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離(1m)を確保することを要請
- ○祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、 かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物について は、中止を含めて慎重に検討することを要請
- ○催物開催に当たっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底することとし、その対策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断することを要請
- ○催物の主催者等に対し、参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底することを要請

2 営業時間短縮等の要請

○<u>21時までの営業時間短縮</u>を要請 ※オンライン配信の場合は、営業時間短縮は不要

3 チケット販売の取扱い

○ <u>5月12日以降に販売開始されるものは、上記1及び2の要請を満</u>たすこと